

生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に、売上の減少など業況悪化を来している生活衛生関係営業者の資金繰りを支援するため、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を創設し、日本政策金融公庫で貸付を実施する。

制度の概要

- ① 貸付対象者： 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近影響を受けた1ヶ月の売上高が前年又は前々年比5%以上減少した生活衛生関係営業者
- ② 資金使途： 設備資金、運転資金
※ 運転資金については、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者が必要とするものに限る。
- ③ 貸付限度額： 別枠6,000万円
- ④ 貸付利率： 基準利率
ただし、当初3年間は3,000万円を上限に基準利率-0.9%、4年目以降基準利率
※ 基準利率 1.36%(令和2年3月2日現在、貸付期間5年の場合)
※ 担保の有無に関わらず利率は一律
- ⑤ 貸付期間： 設備資金20年以内、運転資金15年以内
- ⑥ 据置期間： 5年以内(設備資金、運転資金)

特別利子補給の実施

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った生活衛生関係営業者で、一定の要件を満たす者に対して、借入後3年間の利子補給を実施し、実質無利子化する。

- ① 適用対象：「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った生活衛生関係営業者のうち、以下の要件を満たす方
ア. 個人事業主(小規模に限る)：要件なし
イ. 小規模事業者(法人に限る)：売上高▲15%
ウ. 中小企業者(上記アイを除く)：売上高▲20%
- ② 利子補給：借入後3年間、3,000万円を上限に発生した利息を全額利子補給する。

◎詳細はお問い合わせ下さい。

徳島県美容業生活衛生同業組合

徳島市佐古二番町3-5

TEL 088-678-8888

FAX 088-678-8887